

令和 2 年 6 月 16 日現在

機関番号：43701

研究種目：若手研究

研究期間：2018～2019

課題番号：18K18268

研究課題名（和文）新たな社会統合政策としての間文化主義の理論的・実証的研究

研究課題名（英文）A study of interculturalism as a new social integration policy

研究代表者

荒木 隆人（Araki, Takahito）

岐阜市立女子短期大学・その他部局等・准教授

研究者番号：50733127

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,200,000円

研究成果の概要（和文）：本研究の目的は、近年、先進諸国において多文化主義に代わる新しい社会統合政策として注目されるようになってきている間文化主義の理念と実践の可能性を明らかにするため、ケベック州の間文化主義とヨーロッパにおける間文化主義との比較を試みることである。その成果としては、ケベック州の間文化主義はヨーロッパ諸国のベルギーの間文化主義に影響を与えているが、その統合の原理においては相違がみられることが明らかになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

グローバル化による人の移動が増大する今日、多様な文化を背景にもつ人々が一つの国家の中で共存する方法の模索はいずれの国家においても喫緊の課題である。近年、ケベック州およびヨーロッパ諸国において注目される間文化主義という社会統合の理念の本質を検討することは、外国人労働者の受け入れ増大に伴い多文化共生の方法を模索する我が国にとっても重要な意義をもつものと思われる。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this study is to clarify the nature of Quebec interculturalism and compare it to European, particularly Belgian, interculturalism. Despite confirming some important elements of Quebec interculturalism influenced the Belgian interculturalism, there remains a difference on the fundamental principle of integration between the two.

研究分野：地域研究

キーワード：多文化主義 間文化主義 移民政策 社会統合 国際関係

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

社会統合政策は、今日の国際関係論、政治学および社会学において主要な関心事項になっている。1971年にカナダが初めて公式の社会統合政策として多文化主義を採用して以来、先進諸国では多文化主義が社会統合政策のモデルとして注目されてきたが、今日、多文化主義はゲトト化など社会の分断を生み出すものとして、多文化主義に対する反動が生じている。このような中で、近年、カナダのケベック州やヨーロッパ諸国において多文化主義に代わり、新しい社会統合のモデルとして注目されてきているのが、間文化主義である。多文化主義が集団及び個人の多様な文化を尊重し、保護することを重視するのに対して、間文化主義は、それに加えて文化間の対話を重視し、多数派と少数派の間で共通の文化を形成することを目指す社会統合政策である。

カナダのケベック州における間文化主義は、ケベック州が1970年代以来、州の移民政策の中で徐々に実践してきたものであるが、2008年にケベック州政府の諮問委員会である「文化的差異に関する調和の実践を巡る諮問委員会」(通称：ブシャール・テイラー委員会)が、その公式化を要求して以来、その可能性が注目されるようになってきている。しかしながら、この間文化主義に対しては共通文化の形成という名目で多数派の文化が少数派の文化を同化するものであるという批判的見地も提起されている。それゆえ、ケベック州の間文化主義の本質を検討するためには、その思想的源流の一つとされる1981年のルネ・レヴェック政権の移民政策や、ブシャール・テイラー委員会の報告書における間文化主義の公式化の提言を詳細に検討する必要がある。

また、ケベック州の間文化主義の公式化の提言がなされた同時期の2000年代半ばには、ヨーロッパでも、欧州審議会を中心に間文化主義は注目されるようになってきている。しかし、ヨーロッパの間文化主義とケベック州の間文化主義は、文化間の対話を強調するという共通点はあれ、カナダのケベック州とヨーロッパという歴史的にも政治的にも異なる文脈で唱えられており、その類似点と相違点について明確にするためには実証的に比較検討する必要がある。

2. 研究の目的

本研究の目的はケベック州における新しい社会統合政策である間文化主義の理念と実践の可能性を明らかにし、ケベック州の間文化主義とヨーロッパにおける間文化主義との比較を試みることである。本研究は二つの柱からなる。一つは、間文化主義の理念のケベック州における思想的源流の一つとされる前ケベック州首相のルネ・レヴェックの移民政策に関する思想を明らかにした上で、最近のケベック州の間文化主義の展開を明らかにすることである。

もう一つは、近年のヨーロッパ諸国(フランス、ベルギー、ドイツ、オーストリア、チェコ、ポーランド)における社会統合政策について調査し、ケベック州の間文化主義政策との比較検討を行うことである。なお、申請時の計画では、オランダ、イタリア、アメリカ合衆国も調査対象の国に含んでいたが、これらの国の社会統合に関わる文献の収集と精読に要する時間を考慮し、これらの国の調査については次の研究機会に行うこととした。

3. 研究の方法

本研究では、まず、ケベック州の間文化主義の本質を検討するために、ケベック州における社会統合や移民政策に関する一次資料を含む文献を利用した。そこでは、ケベック州において間文化主義の公式化を提言したブシャール・テイラー委員会の報告書や、その共同委員長を務めたカナダの哲学者チャールズ・テイラーやケベックの歴史・社会学者であるジェラルド・ブシャールの間文化主義についての著作、およびその他の研究者による著作が含まれる。

第二に、本研究における検討対象となるヨーロッパ諸国における社会統合、移民政策、間文化主義についての検討を行うために、それらのヨーロッパ諸国における社会統合や移民政策に関する一次資料を含む文献を利用した。本研究では、2019年の3月にカナダのケベック州に現地調査に赴き、一次資料を含む文献の収集を行うとともに、ケベック大学モントリオール校の研究者に聞き取り調査を行った。2020年の8月から9月にかけては、検討対象となるヨーロッパ諸国に現地調査に赴き、一次資料を含む文献の収集とともに現地の研究者(フランス・ストラスブール大学の研究者、前欧州人権裁判所裁判官、前ストラスブール市長等)との聞き取り調査を行い、ヨーロッパの社会統合や間文化主義についての知見を得た。

4. 研究成果

本研究による主な研究成果は以下の通りである。

第一にケベック州の間文化主義の本質についての検討の成果である。まず、間文化主義の源流の一つであるとされる前ケベック州首相のルネ・レヴェックの移民政策についての思想についてであるが、日本ケベック学会に発表した『『静かな革命』とルネ・レヴェック』と題した論文において、ケベック州首相のルネ・レヴェックのネイション思考は排外的なナショナリズムとして内に閉じたものではなく、フランス語系カナダ人以外に対しても開かれたものであることを明らかにした。

さらに、2019年8月には、ケベック州の間文化主義について共著として「間文化主義 ケベック州における新たな社会統合の試み」『新世界の社会福祉第6巻 アメリカ合衆国/カナダ』を出版した。その中で、ブシャール・テイラー委員会の報告における提言では、ケベック州の間文化主義の公式化が提言されたが、それは多数派と少数派の対等な関係を基軸にし、共通文化を形成するものであった。しかし、多数派からは少数派による文化の変容についての不安感が

強く、その明確な定式化には様々な困難が伴った。その主要な議論としては、ケベック州議会の議事室における十字架を巡る議論、ケベック価値憲章を巡る議論があった。その後、2016年に、間文化主義はケベック州の移民政策の中で公式化されたが、一方で2017年にはイスラム教徒のブルカ・ニカブの着用を禁止する法律も制定されている。今後のケベック州の間文化主義の可能性としては多数派と少数派の対等な関係をいかに構築するかであるといえる。

第二に、ケベック州の間文化主義とヨーロッパの間文化主義との関連性についての研究の成果ある。検討対象となったヨーロッパ諸国（フランス、ベルギー、ドイツ、オーストリア、チェコ、ポーランド）については、2019年の8月から9月にかけて、現地調査を行い、一次資料や現地研究者への聞き取り調査を行った。その成果としては、ヨーロッパ諸国では、中央政府レベルでは、多文化主義とは距離を置くような傾向が社会統合政策にみられる。例えば、フランスでは共和国の理念を中心とした同化主義、ドイツにおける統合主義、オーストリア、チェコ、ポーランドにおいては保守政権による移民制限の傾向がみられる。しかし、これらの国家においても自治体レベルにおいては、ミュンヘン、ストラスブール、ルブリン（ポーランド）など、欧州審議会が提唱する間文化主義都市の政策の影響を受けて、自治体レベルで間文化主義政策を実施している。

さらに、以上の国家の中でも、ケベック州の間文化主義との比較の中で興味深いのはベルギーの事例であることがわかった。ベルギーでは、2010年にベルギー連邦政府主導で間文化主義政策の導入を検討していたが、そこにはケベックのブシャール・テイラー委員会で提示された文化間の調整の様式である「妥当なる調整」や、個人の信条の自由を重視する開かれた政教分離の発想が取り入れられていた。2020年、研究代表者が岐阜法政研究会で行った研究報告では、「ケベックとベルギーの間文化主義」と題し、報告を行った。ここでは、このベルギーの間文化主義の試みを理論的に検討することにより、ケベック州の間文化主義における主要な理念のベルギー間文化主義への影響を明らかにした。

第三に、本研究では検討対象となったヨーロッパ諸国が多いため、中央政府レベルで間文化主義の導入を検討したベルギー以外の国家の社会政策とケベック州の間文化主義との比較については十分に進んではない。上記の点については、今後、研究がまとまり次第、各種学会や研究会において発表や論文という形で公表していく。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 荒木隆人	4. 巻 第10号
2. 論文標題 「静かな革命」とルネ・レヴェック	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 ケベック研究	6. 最初と最後の頁 77 - 79
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 荒木隆人
2. 発表標題 ケベックとベルギーの間文化主義について
3. 学会等名 岐阜法政研究会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 後藤玲子、後藤隆、渋沢田鶴子、清水レイ、佐藤千登勢、後藤田誠、高山一夫、倉石一郎、小滝陽、齋藤拓、森千香子、上戸義哉、新川敏光、細川道久、谷達彦、池上岳彦、岩崎利彦、中川純、犬塚典子、荒木隆人	4. 発行年 2019年
2. 出版社 旬報社	5. 総ページ数 557
3. 書名 新世界の社会福祉第6巻 アメリカ合衆国/カナダ	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----